

回覧

令和8年4月1日から自転車に 反則切符(青切符)が適用されます

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取り締まりについて～

・道路交通法の改正により、令和8年4月1日から**16歳以上**の自転車使用者の交通違反においても、反則切符(青切符)が適用され、反則金を納付することとなります。

・以下に反則金の対象となる主要な交通違反を抜粋しました。

※反則金の納付に従わない場合、刑事手続きに移行し、前科が付く場合があります。

主な自転車の交通違反と反則金(令和8年4月1日) (一部抜粋)



携帯電話を使用しながら自転車を運転
反則金：12,000円



信号無視
反則金：6,000円

道路右側を通行したり、歩道を走行する行為
反則金：6,000円

一時停止不停止で交差点に進入
反則金：5,000円



自転車で並進する行為
反則金：3,000円

ブレーキ不良
反則金：5,000円

横断歩道を横断中の歩行者を妨害する行為
反則金：6,000円

夜間、無灯火運転
反則金：5,000円



傘差し運転・イヤホン等ながら運転など群馬県公安委員会で定められた遵守事項に違反した場合

反則金：5,000円

2人乗りをする行為
反則金：3,000円



自転車使用者の皆様へ 自転車特有の交通事故に注意してください

出会い頭事故



左折巻き込み事故



重大事故につながる運転の禁止



正しい交通マナーで安全運転を 心がけましょう！

問合せ先
板倉町役場総務課安全安心係
82-6123